

唐津市教育委員会要綱第7号

唐津市学校事務共同実施組織運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、唐津市立小学校及び中学校の管理に関する規則（平成17年教育委員会規則第14号。）第21条の2第5項の規定に基づき、学校事務共同実施を円滑に進めるために必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 唐津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条に規定する目的を達するため、次の組織を置く。

(1) 唐津市学校事務連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）

(2) 別表に定める学校共同事務室、共同事務の拠点となる拠点校及び共同事務室を構成する連携校

2 連絡協議会は、教育長を会長とし、次項の学校共同事務実施協議会を統括する。

3 第1項第2号に定める拠点校の校長は、学校共同事務を円滑に行うため学校共同事務実施協議会（以下「実施協議会」という。）を設置するとともに、自らが会長となり、学校共同事務室を監督する。

(連絡協議会)

第3条 連絡協議会は、次に掲げる者で構成する。

(1) 教育長、学校教育課長及び担当職員

(2) 学校共同事務室の拠点校の校長

(3) 第5条第1項第3号の共同事務監

(4) 学校共同事務室長

(5) その他会長が依頼する者

2 連絡協議会は、必要に応じて会長が召集し、その主幸のもと次の事項について協議する。

(1) 学校共同事務室の運営に関すること。

(2) 学校共同事務室間の連絡調整に関すること。

(3) その他共同実施に関すること。

3 連絡協議会には事務局及び事務局長を置く。

- (1) 事務局は、学校教育課内に置く。
 - (2) 事務局長には学校教育課長を充てる。
 - (3) 事務局長は、会長を補佐し、連絡協議会の円滑な運営に努める。
- (学校共同事務室)

第4条 学校共同事務室は、次の業務を行う。

- (1) 「市町村立小・中学校事務職員の標準的職務について」(平成12年4月1日佐賀県教育委員会通知教委教第001号)に示されている職務のなかで、共同で行うことにより適正化・効率化が図られる業務
 - (2) 教育委員会から指示を受けた業務
 - (3) 事務職員の研修に関する業務
 - (4) その他学校共同事務室で行うことが適当と認められた業務
- 2 学校共同事務室の各事務職員は、それぞれの所属する学校を本務校とする。
- 3 教育委員会は、業務を遂行するため学校共同事務室を構成する学校の事務職員の兼務を発令するよう佐賀県教育委員会へ申請を行うものとする。
- 4 学校共同事務室を構成する各校の校長は、第7条第2項の規定により策定された共同実施の業務内容の具体的事項、スケジュール及び共同実施体制に関する計画(以下「共同実施計画」という。)等に基づき、所属する事務職員に学校共同事務室及び兼務校への出張(勤務)を命ずるものとする。

(学校共同事務実施協議会)

第5条 実施協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 連携校の校長
 - (2) 連携校の事務職員
 - (3) 共同事務監(以下「事務監」という。)
 - (4) 唐津市教育委員会の担当職員
 - (5) その他会長が依頼する者
- 2 実施協議会は、必要に応じて会長が召集し、その主宰のもと次の事項について協議する。

- (1) 共同実施による効果的・効率的な事務処理に関すること。
- (2) 学校共同事務室による学校運営全般の支援に関すること。
- (3) その他共同事務実施に関すること。

3 実施協議会には事務局及び事務局長を置く。

- (1) 事務局は、室長の本務校に置く。
- (2) 事務局長には、室長を充てる。
- (3) 事務局長は、会長を補佐し、実施協議会の円滑な運営に努める。

(共同事務監)

第6条 事務監は、事務職員の中から特に職務能力、人物ともに優れた者を教育委員会が任命する。

2 事務監の所属する本務校の校長は、事務監の業務を監督する。

3 事務監を監督する校長は、事務監に学校共同事務室の業務の支援、指導、管理のための出張（勤務）を命ずるものとする。

(共同事務室長)

第7条 共同事務室長（以下、「室長」という。）は、学校共同事務室を構成する学校の事務職員の中から職務能力、人物ともに優れた者を唐津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

2 室長は、年度初めに共同実施計画を策定し、事務監の確認のうえ実施協議会に提出する。

3 室長は、年度末に共同実施の実績を実施協議会に報告し、成果や課題に関する事項を協議し、次年度に向けての取り組み等について共通理解を図る。

4 室長は、共同実施計画を変更する必要がある場合は、事務監の確認のうえ実施協議会に報告するものとする。

5 実施協議会は、共同実施に関する計画及び実績の報告を教育委員会に提出する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表

学校共同事務室名	拠点校	連携校
東部第一学校共同事務室	巖木中学校	巖木小学校、本山小学校、簗木小学校、相知小学校、田頭小学校、伊岐佐小学校、巖木中学校、相知中学校
東部第二学校共同事務室	浜玉中学校	鏡山小学校、浜崎小学校、玉島小学校、平原小学校、七山小学校、鏡中学校、浜玉中学校、七山中学校
東部第三学校共同事務室	鬼塚中学校	久里小学校、鬼塚小学校、北波多小学校、鬼塚中学校、北波多中学校
中部第一学校共同事務室	第一中学校	大志小学校、長松小学校、西唐津小学校、竹木場小学校、第一中学校、第四中学校、西唐津中学校
中部第二学校共同事務室	外町小学校	東唐津小学校、外町小学校、成和小学校、高島小学校、第五中学校
中部第三学校共同事務室	佐志小学校	佐志小学校、大良小学校、湊小学校、神集島小学校、佐志中学校、大良中学校、湊中学校
西部第一学校共同事務室	呼子小学校	名護屋小学校、馬渡小学校、加唐小学校、打上小学校、呼子小学校、加部島小学校、小川小学校、名護屋中学校、馬渡中学校、加唐中学校、打上中学校、呼子中学校、小川中学校
西部第二学校共同事務室	肥前中学校	入野小学校、田野小学校、納所小学校、向島小学校、切木小学校、肥前中学校、切木中学校、向島中学校

共同実施組織図

